

テーマ1 こども基本法の理念と新たな取組について

1 こども家庭庁の所管業務について

別紙 資料 3-2 参照

2 こども基本法の施行について（令和5年4月1日施行）

こども基本法

- 国の関係省庁・地方自治体のこども施策の共通基盤
- こども施策の基本理念や基本事項を規定

（目的）全てのこどもが、ひとしく健やかに成長でき、（中略）幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す

【第10条】都道府県・市町村こども計画の策定（努力義務）

国の「こども大綱」を勘案し、こども計画を策定するよう努めるものとする。

【第11条】こども等の意見の反映

こども施策の策定・実施・評価に当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【第13条、第14条】関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

こどもに関する支援を行う関係機関と民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、支援に資する情報の共有を促進するため、情報通信技術の活用などを講ずるように努める。

こどもに関する諸法律

児童福祉法 母子保健法 子ども・子育て支援法 … など

国・地方のこども施策

少子化対策、妊産婦の支援、保育、教育、子どもの貧困対策 … など

「基本法」の理念にのっとったこども施策を、社会全体で総合的かつ強力に実施

3 課題・意見交換のポイント 別紙 資料 3-3 参照

【第11条関連】

現状は、こども及び子育て当事者から意見を聞く機会が少ない。
別紙資料 3-3 に例示された方法の他には、どのような機会を設けることが考えられるか。
また、どのような点に配慮をしたらよいか。